オキシテトラサイクリン又はその塩酸塩を有効成分とする注射剤であって２－ピロリドンを含有するもの（これと有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められるものを含む。）	牛	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前62日間
	豚	１日量として体重１kg当たり20mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。ただし、体重が10kg以下の子豚にあっては、１日量として１頭当たり200mg（力価）以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
オキソリン酸を有効成分とする飼料添加剤（懸濁水性剤を除く。）	牛（生後50日を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	豚	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり500ｇ以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり30mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前16日間
	にしん目魚類（海水中で養殖されているもの）	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前21日間
	にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前21日間
	うなぎ目魚類（うなぎにあっては、食用に供するために水揚げする前25日間は飼育水の交換率が１日平均50％以上の条件におかれるもの）	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前25日間
	こい目魚類	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前28日間
	あゆ	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前14日間
	くるまえび	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
オキソリン酸を有効成分とする飼料添加剤（懸濁水性剤）	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前16日間
オキソリン酸を有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飲水に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
オキソリン酸を有効成分とする強制経口投与剤	豚（生後１月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
オキソリン酸を有効成分とする薬浴剤	うなぎ	水１ｔ当たり５ｇ以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前25日間
	あゆ	水１ｔ当たり10ｇ以下の量を溶かして薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前14日間
オフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１ｌ当たり100mg以下の量又は１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
オメプラゾールを有効成分とする強制経口投与剤	馬	１日量として体重１kg当たり４mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
オルビフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり５mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間又は食用に供するために搾乳する前72時間
	豚	１日量として体重１kg当たり５mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする飼料添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	豚	飼料１ｔ当たり180ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり90ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり100mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
硫酸カナマイシンを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり15mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	豚	１日量として体重１kg当たり15mg（力価）以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間